

当医院からのご案内

- 個人情報保護法を順守しています。

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。

- 通院困難な患者さんには、在宅訪問診療を行っています。

- 新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヵ月以上を経過していなければできません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

- 当医院では診療情報の文書提供に努めています。

- ◆ 当医院では、下記の保険外併用療養費を取り扱っています。

- 金属床による総義歯の提供（料金の一部は保険から補填されます）

コバルトクロム床 220,000 円 チタン床 330,000 円

- 令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

医療法人 堀歯科医院

管理者（院長）：堀 宏之

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

医療法人 堀齒科医院

管理者（院長）：堀 宏之